事　務　連　絡

令和６年４月１８日

申請される皆様へ

愛媛県立松山商業高等学校　事務課

愛媛県公立学校等奨学のための給付金の申請について

（新入生に対する４～６月分相当額の前倒し給付）

　この封筒には、家計急変（令和５年１月～入学日前までの期間）申請の書類を同封しています。

つきましては、下記の期限までに提出をお願いいたします。

記

１　配布書類

1. 【お知らせ】奨学のための給付金　新入生への４～６月分相当額の前倒し給付について
2. 奨学のための給付金（新入生への一部前倒し給付）に係る提出書類等確認票
3. 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第１号の２）

　　・支給申請書（両面印刷）

・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）

・（別紙）記入上の注意

　・記入例（両面印刷）

1. 奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票
2. 扶養誓約書（様式第３号（その２））

※学校長が認めた場合に、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と

給付金を相殺することが可能です。相殺を希望する場合は「委任状（様式第５号）」

をお渡ししますので、本校事務室へ連絡をお願いいたします。

２　提出書類

1. 奨学のための給付金（新入生への一部前倒し給付）に係る提出書類等確認票
2. 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第１号の２）

・支給申請書（両面印刷）

・【給付金振込先について】（通帳写し貼付用紙）

1. 申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）**（※１）**
2. 奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票

【裏面へ続く】

1. 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類**（※２）**
2. 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類**（※３）**
3. 保護者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に相当することを

証明する書類**（※４）**

1. 扶養誓約書（様式第３号（その２））**（※５）**

　（※１）世帯全員が記載されたもの。ただし、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が住所を別にしている

場合は、その者の住民票の提出は不要とする。

（※２）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書　等

（※３）令和５年度（令和４年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、

市町民税の納税通知書　等

（※４）会社作成の給与見込証明書、直近３か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した

証明書類　等

（※５）15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合のみ

３　提出期限・支給時期

　提出期限：令和６年４月26日（金）

　提出先　：本校事務室（封筒に入れて提出してください。）

　支給時期：６～７月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

【問い合わせ先】

　松山商業高等学校　事務室

　担当：寺尾

　TEL：089-941-3751